

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 3 月 7 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2 件

厚生年金保険関係 2 件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600208号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600087号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年11月30日から同年12月1日まで

C社B支店(適用事業所名称はA社B支店)の派遣社員として、D社に平成7年12月1日から平成8年11月30日まで勤務し、その翌日の同年12月1日からはE社に正社員として勤務することとなった。

しかしながら、C社B支店に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が平成8年11月30日となっているので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、請求者の離職日は平成8年11月29日と記録されており、当該離職日は請求者のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合する。

また、商業登記簿謄本によるとA社は既に解散している上、当該商業登記簿謄本等から、同社の労働者派遣事業を承継した可能性のあるF社、G社、H社、I社、J社及びK社からは、請求者の退職日に関する資料等を得られない。

なお、請求期間においてA社B支店に係る厚生年金保険被保険者記録が確認でき、請求者を記憶しているとする複数の者は、請求者の退職日について記憶していないと回答している。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600261 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600088 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 9 月 20 日から昭和 56 年 7 月 1 日まで

私は、A 社が B 新聞の紙面において、社会保険完備、家族住み込みの条件で社員を募集していたので、昭和 52 年 9 月 20 日に C 社を退職し、その日に A 社に入社し、以来、退職するまでは同じ健康保険証だったと記憶している。

A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和 52 年 9 月 20 日に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 56 年 7 月 1 日と記載されており、当該取得年月日は同社に係る事業所別被保険者名簿における請求者の取得年月日（昭和 56 年 7 月 1 日）及び雇用保険被保険者記録における請求者の取得年月日（昭和 56 年 7 月 1 日）と一致する。

また、A 社は、請求期間における請求者との雇用関係の有無、請求者の雇用期間及び雇用形態について、請求者に係る人事記録、雇用契約書等の資料が無いため、不明である旨回答している。

さらに、A 社に係る事業所別被保険者名簿により、請求期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、請求者と同職種であったとする複数の者は、同社に係る入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が一致していない旨回答していることから、同社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。